	2 その他のもの		
020311.020	〔1〕 課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格（枝肉に係る基準輸入価格（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第2項第1号に定める価格をいう。以下この項において同じ。）から当該区分に対応する同法別表第1の3に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の〔1〕に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項において同じ。）以下のもの	1kgにつき361円	JPR4, SG2
	〔2〕 課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格を超え、枝肉に係る分岐点価格（枝肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に対応する同法別表第1の3に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の〔3〕に定める率（例えば、4.9%の場合は0.049）に1を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項において同じ。）以下のもの		
020311.031	－ 課税価格が1キログラムにつき、299円25銭未満のもの	1kgにつき枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR4, SG2
020311.032	－ 課税価格が1キログラムにつき、299円25銭以上のもの	1kgにつき枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR4, SG2
020311.040	〔3〕 課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの	4.3%	JPB10*, SG2
0203.12	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）		
	2 その他のもの		
020312.023	〔1〕 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格（部分肉に係る基準輸入価格（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第3項第1号に定める価格をいう。以下この項及び第02.06項において同じ。）から当該区分に対応する同法別表第1の3に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の〔1〕に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項及び第02.06項において同じ。）以下のもの	1kgにつき482円	JPR5, SG2
	〔2〕 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格（部分肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に対応する同法別表第1の3に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の〔3〕に定める率（例えば、4.9%の場合は0.049）に1を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項及び第02.06項において同じ。）以下のもの		
020312.024	－ 課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの	1kgにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR5, SG2
020312.025	－ 課税価格が1キログラムにつき、399円以上のもの	1kgにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR5, SG2
020312.022	〔3〕 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	4.3%	JPB10*, SG2
0203.19	その他のもの		
	2 その他のもの		
020319.023	〔1〕 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	1kgにつき482円	JPR5, SG2
	〔2〕 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの		
020319.024	－ 課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの	1kgにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR5, SG2
020319.025	－ 課税価格が1キログラムにつき、399円以上のもの	1kgにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR5, SG2
020319.022	〔3〕 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	4.3%	JPB10*, SG2
	冷凍したもの		
0203.21	枝肉及び半丸枝肉		
	2 その他のもの		
020321.020	〔1〕 課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	1kgにつき361円	JPR4, SG2
	〔2〕 課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格を超え、枝肉に係る分岐点価格以下のもの		
020321.031	－ 課税価格が1キログラムにつき、299円25銭未満のもの	1kgにつき枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR4, SG2
020321.032	－ 課税価格が1キログラムにつき、299円25銭以上のもの	1kgにつき枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR4, SG2
020321.040	〔3〕 課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの	4.3%	JPB10*, SG2
0203.22	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）		
	2 その他のもの		
020322.023	〔1〕 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	1kgにつき482円	JPR5, SG2
	〔2〕 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの		
020322.024	－ 課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの	1kgにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR5, SG2
020322.025	－ 課税価格が1キログラムにつき、399円以上のもの	1kgにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR5, SG2
020322.022	〔3〕 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	4.3%	JPB10*, SG2
0203.29	その他のもの		
	2 その他のもの		
020329.023	〔1〕 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	1kgにつき482円	JPR5, SG2
	〔2〕 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの		
020329.024	－ 課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの	1kgにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR5, SG2
020329.025	－ 課税価格が1キログラムにつき、399円以上のもの	1kgにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR5, SG2
020329.022	〔3〕 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	4.3%	JPB10*, SG2